

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	令和3年2月10(水) 午前10時30分から11時50分
場 所	オンライン開催 会場：埼玉教育会館 201・202会議室
出席者数	12名
出席委員	東会長、秋谷委員、磯田委員、徳田委員、松澤委員、島崎委員、志村委員、鳥居委員、張替委員、中村委員、小谷野委員、高野委員
欠席委員	泉谷委員、根岸委員
議事	(1) 令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査(案)について(意見交換) (2) いじめ対策会議結果報告について(報告)

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

島崎委員、高野委員

3 議事要旨

議事（1）令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（案）について（意見交換）
事務局から資料1～4により説明した。

（鳥居委員）

資料3-1について、説明を聞いたり、ゆっくり見たりすれば①②③の年齢区分が理解できるが、それぞれ設問内容が違って、どれがどの年齢区分の設問か分かりづらい。そのあたりの工夫が必要ではないか。

（東会長）

調査票の年齢が①②③と3区分になっていて、これがその後の質問で①の方、②の方、③の方となっており、分かりづらいということによろしいか。

これは、実際に調査する際に、事務局の方で記載の仕方を工夫するという
ことによろしいか。

（青少年課長）

今回の資料は審議会用として全年代の設問を1つの調査票にまとめたものである。実際の調査に当たっては、年齢区分で調査票を分けて作成し、混乱のないようにする。

（小谷野委員）

資料3-1の問20「何でも話せる相手の有無」について、聞き方をもう少し細やかにして、「以前はいたが、今はいない」などの選択肢を用意した方がよいのではないか。

また、「必要ない」という選択肢は、もっと配慮した言い方に変更した方がよいのではないか。有無を聞くのであれば、「いない」では足りないか。

（事務局）

小谷野委員のおっしゃるとおり、「以前はいたが、今はいない」という選択肢を追加したいと思う。選択肢の文言は、もっと配慮した形に修正したい。

(志村委員)

資料3-1の問17-1「自分の性格・考え方」①の選択肢番号18「パソコンや携帯電話がないと少しの時間も落ち着かない」について、子供に質問する場合、パソコンや携帯電話と書いてあると、「スマホはいいのかな」と思ってしまう。ここに、「スマホ」とか「スマートフォン」と追加して記載するとよいと思う。

大人は想像力を働かせて回答できるが、子供は限定的に考えてしまうところがある。

(東会長)

これは事務局の方でも問題ないと思うので、修正を検討していただきたい。その他、御意見、質問も含めてどうか。

(中村委員)

回答方法について、調査票は郵送またはインターネットで回答ということだが、インターネットであれば子供が自分で入力すると思うが、郵送の場合、親に渡して一緒に郵送してもらうことになるのと、本音を書けなくなるのではないか。回答方法についてはどのように考えているか。

(東会長)

回答は郵送またはインターネットとなっているが、これは年代によって回答方法を変更するなど、工夫するのか。

(青少年課長)

前回の平成28年度の調査までは、調査員が訪問して回収していた。訪問回収はコロナの関係等もあり難しいと判断し、今回初めて郵送とインターネットの併用型で考えている。

中村委員のおっしゃっているとおり、郵送だと特に①の14歳までを対象とした調査では保護者の影響が考えられると思う。どのような工夫ができるかについては、検討したいと思う。

(東会長)

私から一点だけ、前回も要望として出ていたが、来年度の調査は設問項目が家族や自分の悩みごと、普段の生活、インターネットなど非常に網羅されていると思う。

しかし、せっかく令和3年度に実施するのであれば、すでに今年度もコロナ禍の影響は様々なところに出ていて、その影響は1年では終わらず数年に渡っ

てのものとなると考えられる。そうしたコロナ禍の影響を受けて、どんなことに困っているのかという点や、どういう支援が必要か分かる項目を重点的に残したり、新設したりすることを考える必要があると思う。

(青少年課長)

会長のおっしゃることはごもっともだと思う。しかし、この調査の目的は令和5年度からの「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」に反映させることであり、そのプランの中にコロナの影響をどう反映するかがまだわからないところがある。収束していればプランには反映しないということになると、その分の調査が無駄になってしまう。今後の状況を考慮しつつ、会長からいただいた御意見を踏まえて検討したい。

(東会長)

これは冒頭でも話があったが、設問項目が子供を対象とした調査を例にとると64問ある。内閣府の令和元年度子供・若者の意識に関する調査では37問、平成29年度は33問であった。やはり30問程度が答えてもらえる限界ではないか。

私もやってみたが、子ども、若者には相当の負担になる量だと感じた。全部答えるのは大変なことだと思う。

これを今ここで精査するのは無理だと思うが、これはなくてもいいのではないかと、これとこれはまとめられるんじゃないかという御意見があればお聞かせいただきたい。

審議会終了後も期限を設けて追加で御意見があればおっしゃっていただく形になると思うが、まずは今見ていただいて、他にも意見があればお願いしたい。

(中村委員)

保護者用シートの中の問17、問18が分かりにくい。他はだいたい「あなたは」や「あなたが」となっているが、ここに関しては誰に対する質問か明確ではない。「あなたは」どう思うかと聞く形にしたらよいと思う。聞き方はお任せするが、もう少しわかりやすい形にしようと思う。

(東会長)

保護者が考えているのか、お子さんが考えていると保護者が思っているのか、そのあたりが分かりにくいという御意見である。

(徳田委員)

保護者用シートの問14、問15、問16について、この質問の意図としては、御自身が経験されたことを御自身の教育に反映しているかということを知りたいのだと思うので、問14、15、16と質問が対応する形にした方がよいと思う。

例えば、問14で「勉強を見るようにしている」という質問があるが、問15で「親に勉強を見てもらった経験がある」という質問があるという対応関係があって初めて意味のあるものになると考える。

(東会長)

このあたり事務局の方ではどうか。保護者が心がけていることという質問と、その保護者の子供の頃の経験をリンクさせて考えるのかどうかというところだが。

(事務局)

質問の精査が不足し申し訳ない。意図としては徳田委員がおっしゃるとおりであり、親が子供の頃に経験したことが今の子育てにどう影響しているかを知りたいというのが大きな目的である。そのような観点で保護者に対する質問について関連性を重視して見直したいと思う。

(東会長)

最終的にデータを取った後にクロス集計するときに、何と何をクロスさせるか、そこまで考えて設問を整理するとよい。よろしくお願ひしたい。

では、様々な御意見、御提案があったので、事務局で検討の上、調査に活かしていただければと思う。

議事（２） いじめ対策会議結果報告について（報告）

事務局から資料５－１、５－２により説明した。

（中村委員）

重大事態に関するところで、捉え方・評価分析の中の「②不登校児童生徒への支援において、社会の考え方が「学校復帰がすべてではない」という方向に変わってきていることが、重大事態が増えた理由と考えられるということだが、どのような点でそう考えたかについてお聞かせいただきたい。

（事務局）

最終的に大変残念だが転学や退学となることによって重大事態としてカウントされてしまうというケースが今非常に増えている。その際に学校の生徒、保護者の中に、社会の考え方も加えて、学校に行くのが辛いのなら、学校を休んでゆっくりと休養を取る、または最終的には他の学校でもいいのではないかと、そのための受け皿が整備されつつあるというようなお考えが背景としてあるのではないかと思っている。学校にいたくない、やめたいということであれば、退学や通信制といった選択肢、受け皿も増えてきている。そういった制度、実態、保護者の心理、生徒の心理、そういったものが重大事態が増えている背景の一つにあるのではないかという認識である。

（中村委員）

今の話は結びつかない。何か起きた時に学校復帰がすべてではなく、転学をする、退学をするというのは、そこから離れるための手段であって、これが重大事態が増えている理由になるというのは、よくわからない。

重大事態は、基本的に命に関わるような大きないじめが発生したとか、または、金銭に関わるようないじめが発生したとかということではないか。その要因として結びつかないと思う。

（事務局）

説明が足らず申し訳ない。

退学をしてしまうということが不登校などの重大事態の結果としてあると思う。最終的に退学を選択するという状況である。

その前にももちろん、学校側として生徒が学校に復帰できるよう、対応している状況はあると思う。

しかし、そういう対応が、例えば学校側の対応が悪くなくて保護者の不信感または生徒の不信感につながってしまい、学校の努力にも関わらず理解を得られない場合には、退学や転学を選択肢として選びやすい傾向にあるのではない

かということである。

(中村委員)

何度も申し訳ないが、そうすると、今回増えている重大事態の内容の中には、退学とか不登校といったものが含まれているということか。今まで考えていたのは、命や金銭に関わるものが重大事態であると捉えていたが、退学も重大事態の中に含まれているという理解でよろしいか。

(事務局)

そうなる。退学、転学も重大事態に含まれる。

(東会長)

これはきちんと整理、検討した方がいいと思う。重大事態というのは、この資料に示されているとおり、いじめによって生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、それから、いじめによって相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、と法律で定めている。

従って、先ほどの話は全くつながらなくて、通称多様な教育機会確保法ができて、学校復帰がすべてではなく、いろいろな学びができるようになったことが、なぜ重大事態が増えた要因なのか、やはり説明不足であり、論理が繋がらないと思う。

重大事態の定義はこれ（資料5-1の6下部）でよいか。

(事務局)

はい。

(青少年課長)

いじめの重大事態の定義はおっしゃるとおりだが、文部科学省の方から、いじめが原因で不登校が30日を超えた場合には重大事態であるという考え方が示されている。それにより、教育局でも重大事態であるとの認識で調査等している。教育機会は学校がすべてではないという中で、不登校が30日を超えてしまったがために重大事態が増えているということをここでお話させていただいている。

(東会長)

それは説明になっていないと思う。30日以上欠席だったら、全国の小中学生の不登校は18万人、高校生は5万人いる。重大事態の場合は、いじめによ

って不登校という件数も含まれるが、それだと、相当の件数になると思う。いじめによる不登校も含め、重大事態が増えたのが何故なのか、その部分がつながらないし、わかりにくい。

(青少年課長)

いじめによって30日以上不登校となった場合には重大事態ということで調査をしている。

(東会長)

それでいいのだが、それがこの「社会の考え方が『学校復帰がすべてではない』という方向に変わってきている」というのと、いじめによる不登校がどうつながっているのか。うまく説明できていないのではないかと思う。

これは誰が分析したものか。

(事務局)

県教育局で作成したものである。

(東会長)

教育局では、どのような分析をしたのか。分析の方法やデータについて、もっと丁寧な説明がないと、重大事態増加の背景や要因はわからないように思う。

(事務局)

重大事態については2つ大きなパターンがある。

1つは不登校になって30日という場合、もう1つは、生命、身体、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときである。退学は后者であると認識している。退学が増えた背景として、学校復帰がすべてではないという社会的な理解が柔軟になっていることがあると考えている。

(東会長)

それが、埼玉県の教育局の分析だということか。

(徳田委員)

私も今の説明を聞いていてまったくわからない。①(資料5-2 3ページ ①人間関係の修復が困難になり、精神的苦痛を訴えて(持ちこたえられなくなり)、転学又は退学を余儀なくされてしまう。)にもかなり違和感がある。これはあくまでいじめが原因で事件が重大化したということなので、①も説明になっていない。

重大事態という言葉の把握がそもそも違うからこうなるのか。

(松澤委員)

今、中村委員、徳田委員からもお話があったように、転学又は退学は、本来いじめに対する支援策だと捉えているが、どうか。

(事務局)

支援策ではない。結果として転学や退学となった場合に重大事態として件数にカウントされる。

いじめられた生徒が結果として退学を選択した場合に重大事態としてカウントされる。

(松澤委員)

そういうカウントの仕方をするとということだと、生徒が退学するまでの間に様々な支援策があると思うが、最終的には転学あるいは退学を選択した場合は重大事態としてカウントするということか。

(事務局)

重大事態としてカウントされる。

(松澤委員)

わかった。が、本人の進路変更は、本来、支援策だと思う。

(徳田委員)

私も松澤委員がおっしゃったことと同じで、いじめがあって、分析として、そもそもなぜそのいじめが起こったのか、起こりうる環境があったのか、あるいはその過程でこういう支援をしたが奏功しなかったというのが分析であって、この①②で書かれているのは、重大事態が増えている背景ではない。先生の関わりが足りなかったのか、スクールカウンセラーが機能しなかったのか、そういうことが原因でいじめが起きて、それがどんどん深刻化していったということなので、この分析は論理的に破綻していると思う。

(県民生活部副部長)

今の話について、教育局も青少年課も「いじめがなくなるように一生懸命取り組んでおり、いろいろな対策も支援策も取っている。それなのになぜこんなに増えているのだろう」ということが根底にはある。そういう意味で、増えてしまった要因として、本来支援策の一つであるものがこの重大事態のカウント

上は件数にカウントされてしまうことを書かせてもらっている。

本来は、いじめそのものが起きてしまった要因・背景をしっかりと分析して書くのがいいのかもしれないが、ここで書いているのはどちらかというところ、これまで一生懸命対策してきて、こんなに増えるはずはないのではないかと、そういう中でなぜこんなに増えているのかという説明になっていると思っている。

そういう意味で本来の支援策や打っている手が、結果として転学・退学・通信だとかに移っているものが全部重大事態にカウントされてしまう、教育局も頑張っているのに増えてしまっているという説明がこういう書き方になってしまっていると思う。

(東会長)

転学や退学が増えていることが、どうして重大事態の増加の要因となるのか、わからない。それが結果だったらわかるが、ここは「要因」と書いてある。重大事態の要因が、例えば転学すると、それが重大事態を招いているという説明になっている。これは、何か写し間違えをしたのではないか。元の教育局の分析をもう一度見直した方がいいように思う。

(県民生活部副部長)

「要因」という言葉を正確にしておく。

(東会長)

青少年健全育成審議会としては、「要因」と「結果」のつながりが確認できなかったということでまとめさせていただいてよろしいか。

今後確認しなければならない事項等もあるが、いじめ問題対策に生かしていただければと思う。

(小谷野委員)

資料5-2の3ページの四角の中について、いじめの早期発見早期対応の分析の中に、「人間関係構築の能力の不足」と記載されている。いじめを発見して対応するだけではなく、起きないようにするということをきちんと分析しているのだから、それを方向性の中に入れるべきだと思う。例えば、「共感力を高める」、「寛容力を高める」など、防止につながることを入れないと、いじめや重大事態はいつまでもなくならないと思う。「人間関係能力の不足」と分析しているなら、それを高める方策をやっつけていかなければ、いじめは、やはり無くないと思う。是非、取組の方向性の中にそういう部分を入れていただきたい。

(東会長)

先ほどの確認事項も含めて、様々な御意見や御提案があったので、事務局でいじめ問題対策に活かしていただきたい。

その他（書面開催について）

（東会長）

議事にはないが、今後の審議会の議事について、委員が一同に会するような開催や、今回のようなオンラインによる開催、そして書面による開催など、新型コロナウイルス感染予防対策と議事内容を踏まえた開催方法を適宜選択して行いたいと思うが、いかがか。

（委員からの意見なし）

特に意義はなかったため、今後は適宜開催方法を選択して招集する。

議事終了